令和元年度第2回草津市政治倫理審查会 会議録

開催年月日	令和元年10月21日(月) 開催時間 午後7時00分から
開催場所	草津市役所 4階 行政委員会室 午後8時30分まで
出席者	(委員) 井上喜美委員、須藤陽子委員、中谷実委員、 山本久子委員、中山仁美委員 (事務局) 総務部長 田中 総務部副部長 南川 総務課長 有村 総務課法令遵守・法務文書係課長補佐 髙阪 総務課法令遵守・法務文書係副係長 高井 総務課法令遵守・法務文書係主事 堤
関係者	審查等請求人(棚橋幸男元議員、奥村恭弘議員、西垣和美議員)
傍聴者	2名
報道機関	2名
附議事項	・審査等請求に係る政治倫理規準等違反の存否について

=会議の概要=

- 〇 開会
- 事務局から配布資料の説明
- 議事

審査等請求に係る政治倫理規準等違反の存否について

【審査等請求人(棚橋幸男元議員、奥村恭弘議員、西垣和美議員) へ審査等請求 の趣旨の確認】

はじめに委員長が質問を行い、その後、各委員が質問を行った。 確認した内容は次のとおり

確認内容

- (委員)奉賛会は記念事業を実施することを目的に設けられたのか。それとも現在も なお存続しており常時設置されているのか。
- (事務局)奉賛会は記念事業等の際に一定の期間のみ活動をしていると確認しております。現在、活動しているかどうかの確認はできておりませんが、平成25年に本殿を修繕することが決まり、奉賛会で寄附を募ったものと確認しております。
- (委員)中村元議員への聞き取りの報告書をもらっているが、本日欠席ということで本人へは確認できないが、認めたと解釈して良いか。また、本人に報告書を見てもらい自分の発言と相違がないことを確認はしているのか。
- (事務局)報告書自体は見ていただいておりません。内容については聞き取り時に確認 をしておりますが、その後、内容について改めて確認はしておりません。
- (委員) 中村元議員は本日欠席の報告を受けたが、別日であれば出席する意向はあるのか。
- (事務局) 機会を設けてほしいとの要望はございませんでした。
- (委員) 中村元議員から別の機会を設けてほしいとの要望がないこと、および本人への聞き取り報告書の内容と神社から直筆でもらっている回答書の内容との間に齟齬がないためこのまま審議を続けることとする。
- (委員)神社からの回答書では、石柱のサラシの下には中村元議員の名前が彫られているとあるが、これは当初から巻かれていたもので間違いないのか。
- (委 員) 石柱を建てた時からとの回答であり、間違いないと考えられる。

- (委員) 新聞報道および審査会まで開かれている状況で出席の意向がないということ は全面的に認めておられると理解ができるのではないか。
- (委員) 一度は聞き取りにも応じておられるので、この機会に改めて内容について否定するつもりはないのではないかと考えられる。
- (委員) それでは本日の議事に移る。まずは審査等請求人から審査等請求の趣旨を確認するということでよろしいか。
- (委員)異議なし。

一審査等請求人入室一

(委員) 中村元議員はどの会派に所属していたのですか。

(請求人) 草政会です。

(委員)会派の議員は中村元議員の行為についてどのように知られたのですか。

- (請求人) 中村元議員は4年前の改選後に草政会に来られ、それまでは新生会という会派に所属しておられました。行為のあった時点では新生会に所属されていたため、草政会のメンバーは当時知りえなかったと思います。
- (委員) 公職選挙法に違反する恐れが極めて高い行為があったのではないかと発覚した後、会派内ではどのような話し合いが行われたのですか。
- (請求人) 私は今回の改選の1年半ほど前に知りました。当時、神社に確認すると石柱にはサラシが巻いてあり、第三者からは見えないようになっている状態でした。その後、誰かがサラシを外し中村元議員の名前が書いてあったことからこれは公職選挙法違反でないかという話が浮上したのではないかと思います。その時は石柱だけのことだと思っていましたが、1か月後くらいに金品が動いている可能性があると聞いたが、本人には確認まではしなかったということです。

(委員)会派内で知っていたのは代表のみですか。

(請求人) この話を他の人から聞くことも話すこともありませんでした。

(委員) 5会派が一致して審査等請求を出すきっかけとなったのは新聞記事ということで間違いないでしょうか。

(請求人) そのように理解しています。

(委員)審査等請求をされる前に会派間でどのような話し合いがされたのですか。

- (請求人) 政治倫理審査会は市民200人の署名もしくは議員4人の署名で開催することができます。改選時期であったため選挙に影響を与える恐れもありましたので、市民の代表であることを踏まえ市民からの請求の前に議員が率先して請求をすべきであるとの話し合いを行いました。
- (委員)8年前にも氏子として寄附をした事案を審議し、議員であるうちは公職選挙 法違反になりうる旨を改めて周知すべきと要望を伝えました。中村元議員は 当時から議員活動をしており御存知だと思います。議員の皆様は氏子であっ ても寄附をしてはならないということは御存知であると理解してもよろしい のでしょうか。
- (請求人) 議員クラブという組織の中で1年に2回集まり政治倫理に関する研修を受けております。事務局側も指導しているという認識だと思います。議員としても皆理解しているものだと思っております。

(委員) 1年に2回の集まりは具体的には何をされているのですか。

(請求人) 政治倫理に関する研修や人権の研修、その他連絡事項等をしております。

- (委員)議会事務局からは政治倫理に関する研修は任期中に1度と報告を受けておりますがそれとはまた別でされているということですか。
- (請求人) 人権に関する研修は都度していますが、政治倫理に関する研修は4年に1度 です。
- (請求人) 議会事務局にしていただいているのは4年に1度です。その他にも議員が独

- 自に先生を招き行っている研修もあります。
- (委員)政治倫理研修以外において政治倫理に関すること、寄附禁止の内容など周知 する機会はありますか。
- (請求人) 条文を読むことはありますが、寄附等の具体的な話はしておりません。
- (請求人) 選挙の立候補時には資料として寄附禁止等の書かれた冊子が選挙管理委員会 から渡されています。
- (委員) 立候補する方全員に渡されているのですか。
- (請求人) 立候補時には全員渡されております。
- (請求人) 議員に立候補する者は承知の上で臨んでいるという前提がございます。
- (委員) 政治倫理規準については抽象的な文言しか書かれておりませんが、それらは 事例をもとにカバーされているのですか。
- (請求人) 公職選挙法に書かれていることなので改めて確認はしておりません。
- (委員)議員間においてこれらは常識の範疇であるということですね。
- (請求人) しかし、新たにチャレンジする者については違った認識かもしれません。
- (委員) 今回は公職選挙法違反の恐れが極めて高く、5会派全会一致だったのであれば公訴時効が過ぎているとはいえ、議会内で解決を図ることはできなかったのですか。
- (請求人) 改選時であったため、市民からの請求で開催することになると草津市議会全体のイメージダウンに繋がる恐れがありましたので、議員が率先し請求することでイメージダウンを防ぐことができると考えました。立候補する方に改めてこのような行為は禁止されていると周知すべきとの考えもありましたので、請求させていただきました。
- (請求人) 改選時だったので、けじめという意味で請求しました。このままだと市民の 方々から多くの御意見を頂戴することになると思いましたので、会派代表者 間の話し合いの上、結果的に5会派連名での請求に至った次第でございます。
- (請求人) 時効が成立しているということもありましたので、第三者からの審査をお願いしました。議会の外からの意見を貰い、改めて議会内で周知し再発防止に 努めたいとの思いで請求に至りました。

一審查等請求人退出一

- (委員) これまでの審議を踏まえ、政治倫理規準違反の存否について意見をまとめる。 本事由は公職選挙法に違反する恐れが極めて強く、時効が成立しているとは いえ、違法な行為であったことは明らかである。違法行為を行えば政治倫理 規準にも当然に違反すると思うがいかがか。
- (委員) 異議なし。
- (委員) それでは政治倫理規準に反する行為があったと結論を出す。
- (委員)第1回目の会議では、草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号違反 は明確であるが、同項第2号違反とまでは言い切れないため第1号違反のみ の結論で良いのではとなった。しかし、石柱のサラシの下に誰の名前が書か れているか容易に想像させることができることからサラシを巻くことで逆に 注目を集めているとも考えられる。そのため第2号違反をしていないとは言 えないのではないか。
- (委員)第3条第1項第1号違反であることは明確であるが、同項第2号中「地位を利用して」というところが引っ掛かる。市議会議員としての寄附ではなく、 氏子としての寄附であれば該当しない。しかし、地位を高められるという点で利益は得うる。
- (委員)8年前はどのように結論を出していたか。
- (事務局) 8年前の審査会としての判断は第3条第1項第2号に違反しているとは言えないが、同項第1号には違反している。との判断をいただいております。

- (委員)8年前もここまでしか判断していなかったということで、今回についても第 2号に明確に違反しているとは言えないが、第1号には違反していると考え ると判断してよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (委員)8年前と比較し、本事由については公職選挙法に違反する恐れが極めて強く、 故に政治倫理規準にも当然に違反するという点、8年前に比べて違法性が明 らかであるということを強調したいと思うが、いかがか。
- (委員) 異議なし。
- (委員) 今後の予定については事務局で審査等結果報告書案を作成し、委員の皆様に 持ち回り審議にて承認を得る予定である。続いて市議会に対しどのように改善を求めるのかについて意見をいただきたい。
- (委員) 8年前と同じようなことが行われているので、再発防止を促す報告書にして はどうか。
- (委員)会派の代表の方は、事実について1年半前から知っていたと証言されたが、 なぜ当時行動しなかったのか。代表を追及する場ではないため申し上げなかったが、議会内で過ちを正す機会はないのか。
- (委員) 中村元議員については御退任されているが、今後、違反が明らかな場合等、 議会内で対応できる方法を考える必要があるのではないか。
- (委員)請求人は、本事由が時効が成立しているため審査会に請求をしたと証言されたが、時効が成立していなければ行動をしないといけないということは分かっていたのか。
- (委員)時効が成立したとしても、政治倫理の問題は残り続けるので倫理の問題についてはこの審査会で判断を仰ぐべきである。しかし、審査会からの報告書を 市議会としてどう活かされるのかである。
- (委員)8年前も報告をした後、市議会がどう受け止めて、どのような研修で改善を 図ったのかが明確でない。研修資料にも具体的な事例等の記載がないため不 明確であった。
- (委員)8年前にも審査会が開かれその結論については周知が図られ、寄附行為はどのような理由であっても禁止されているという教訓は受けているはずなのだが。
- (委員)実際に起きてしまったことに対する研修はなされていなかったように思う。 条文を読むだけではなく、実際に起きた事例等を扱って研修をすべきであり、 議員全員が理解しているはずのことが理解されていなかったわけなので、事 例を活かした研修をしてもらうべきである。
- (委員)氏子としての寄附であれ、公職選挙法で禁止されている寄附に該当するのは 当然である。神社からの回答書から好んで受け取ったわけではないことが伺 える。議員として、寄附をした議員側だけでなく受け取った側も罪に問われ る恐れがあるような行為をしてはいけない。改めて議会として周知してもら う必要がある。
- (委員)神社も受け取ってはいけない寄附だと認識していたのか。
- (委員)受け取ってはいけないと薄々認識していたと神社は証言している。この証言から受け取った側も罪になる恐れがあると感じていることから、議員から引き込んではならず、公職選挙法に抵触する恐れのある寄附についてはすべきではない。違法であるから寄附を行わないでくださいということだけでなく、相手側をも巻き込む恐れのある行為はやめるよう改めて確認していただくことが必要である。
- (委員)中村元議員が本日欠席で直接確認できていないので、神社の回答書の事実確認ができていないため、無理やり寄附をしたということを強調すべきではないと考える。
- (委 員) このように審査会にかけられるとなると受け取った側は貰いたくなかったと

- いう発言にならざるをえないと思う。
- (委員)繰り返しになるが、議員在職中については金銭の授受は控えてもらうよう指導してもらう。
- (委員) 匿名としたり、サラシを巻いて隠したりして、第三者に気付かれなければい いだろう、分からなければいいだろうと思ってもらっては困る。
- (委員)請求人は、事実を知った時は驚いたと証言したが、寄附事実があったことに 驚いたのか、寄附事実より金額に驚いたのか。
- (委員) しかし、この行為が市民からの市議会全体に対するイメージを下げてしまうということは間違いのないことである。
- (委員) そこを強調し、議員一人ひとりに自覚を持ってもらうことが必要である。
- (委員)金額にかかわらず議員である以上、氏子としてであっても寄附は禁止されており、8年前に引き続き今回も、さらに今後も続くようであれば議会全体のイメージダウンが続くことが予測される。
- (委員) 8年前の教訓がまったく活かせていない点を強調し、問題として報告書を書くべきである。
- (委員) この事案を今後の研修で具体的に使用してもらいたい。
- (委員)議会への要望は付言という形で報告することになるのか。
- (事務局)審査等を付託されているのは政治倫理基準違反の存否についてなので、それ 以外の意見については付言という形で報告することになります。
- (委員)8年前との違いは疑惑について本人も認めておられ、その行為が政治倫理規準に違反しているということは明らかであり、審査等請求人もそれを分かった上で請求を出してきている点である。8年前と同じ内容で審査等の請求書が出されたということは本審査会が軽視されている可能性もあり、同じ過ちを繰り返さないように強く要望する。
- (委員)難しくないことで議員本人に自覚を持ってもらうことで解決できることである。
- (委員) 許される行為でないことは明らかであるため、議員の自覚を促すべく、この 事例を具体的に研修で活用してもらい周知を再徹底してもらう。このような 内容を踏まえて事務局に審査等結果報告書案を作成いただくということでよ ろしいか。
- (委員)異議なし。
- (委員)審査等報告書案ができれば各委員に持ち回りで審議いただくということで、 次回の開催は予定しなくて良いか。
- (委員)異議なし。
- (委員) これを持ちまして草津市政治倫理審査会を閉会します。お疲れ様でした。